

国民健康保険制度への抜本的な財政支援を求める意見書（案）

日本共産党前橋市議団

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の一部として位置づけられており、社会保障の一環として、加入者が安心して適切な医療を低負担で受けられることを目的として制定されたものである。

国保税（料）の算定における応能と応益の割合は、原則として 50 対 50 とされており、低所得者にとっては重い保険税（料）負担となり、滞納の原因となっている。さらに受診の際の自己負担は低所得者にとっては経済的な負担となり、受診を見送る受診抑制の原因となっている。国民の健康、生活を守る観点からも国保税（料）の引下げを求める加入者の願いは切実である。

2014 年に全国知事会は、国保税（料）を協会けんぽ並みに引き下げするため、公費 1 兆円の投入を政府、与党に要望した。全国知事会、全国市長会、全国町村長会は定率国庫負担率の引上げを政府、与党に要望し続けてきている。

そもそも政府は、現行の国保制度がスタートした当初、社会保障制度審議会の 1962 年勧告において、国保制度には低所得者が多く、事業者負担がないことなどの理由から、「どうしても相当額国庫が負担する必要がある」と認めてきた。

ところが、政府は 1984 年に法改正で国保制度への定率国庫負担を削減して以降、国庫負担を抑制し続けてきた。当初は自営業と農林水産業が 7 割であった加入者の構成も、現在は 43%が無職、34%が非正規雇用を中心とした「被用者」と変遷し、国保加入者の低所得化、高齢化、重症化が進み、国の国保に対する責任後退が国保税（料）の負担増を招いてきた。

全国知事会が要望したとおり、国が公費負担を 1 兆円引き上げることで、世帯員数に応じてかかる均等割、各世帯に平等にかかる平等割の保険料負担をなくし、各自治体においては協会けんぽと同水準まで負担を引き下げることが可能となる。さらに低所得者層への負担軽減策を拡充するためにも、国庫負担の抜本的な引上げが欠かせない。

よって国に対し、国民健康保険制度への抜本的な財政支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。